

平成28年6月高浜市議会定例会会議録（第4号）

日 時 平成28年6月17日午前10時

場 所 高浜市議事堂

議事日程

- 日程第1 議案第50号 平成28年度高浜市一般会計補正予算（第2回）
- 日程第2 議案第43号 高浜市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例等の一部改正について
- 議案第44号 高浜市国民健康保険税条例の一部改正について
- 議案第45号 高浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について
- 議案第46号 高浜市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 議案第47号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
- 議案第48号 高浜市立幼稚園授業料徴収条例の一部改正について
- 日程第3 議案第49号 平成28年度高浜市一般会計補正予算（第1回）
- 議案第50号 平成28年度高浜市一般会計補正予算（第2回）

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員

1番	杉浦康憲	2番	神谷利盛
3番	柳沢英希	4番	浅岡保夫
5番	長谷川広昌	6番	黒川美克
7番	柴田耕一	8番	幸前信雄
9番	杉浦辰夫	10番	杉浦敏和
11番	神谷直子	12番	内藤とし子
13番	北川広人	14番	鈴木勝彦
15番	小嶋克文	16番	小野田由紀子

欠席議員

なし

説明のため出席した者

市長 吉岡初浩

副市長	神谷坂敏
教育長	都築公人
企画部長	神谷美百合
総合政策グループリーダー	野口恒夫
人事グループリーダー	杉浦崇臣
総務部長	内田徹
行政グループリーダー	山本時雄
行政グループ主幹	杉浦嘉彦
財務グループリーダー	岡島正明
市民総合窓口センター長	大岡英城
市民窓口グループリーダー	三井まゆみ
市民生活グループリーダー	芝田啓二
税務グループリーダー	山下浩二
福祉部長	加藤一志
地域福祉グループリーダー	木村忠好
介護保険・障がいグループリーダー	竹内正夫
福祉まるごと相談グループリーダー	野口真樹
生涯現役まなびグループリーダー兼総務グループリーダー	磯村和志
こども未来部長	中村孝徳
こども育成グループリーダー	都築真哉
文化スポーツグループリーダー	鈴木明美
都市政策部長	深谷直弘
都市整備グループリーダー	田中秀彦
企業支援グループリーダー	島口靖
都市防災グループリーダー	神谷義直
上下水道グループリーダー	杉浦睦彦
地域産業グループリーダー	板倉宏幸
会計管理者	長谷川宜史
学校経営グループリーダー	内藤克己
学校経営グループ主幹	岡本竜生
監査委員事務局長	杉浦義人

職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長	加藤元久
--------	------

主 査 内 藤 修 平

議事の経過

○議長（杉浦敏和） 皆さん、おはようございます。

本日も円滑なる議事の進行に御協力のほどお願い申し上げます。

午前10時00分開議

○議長（杉浦敏和） ただいまの出席議員は全員であります。よって、これより会議を開きます。

初めに、6月10日に議会運営委員会が開催されましたので、その結果の報告を求めます。

議会運営委員長、幸前信雄議員。

〔議会運営委員長 幸前信雄 登壇〕

○議会運営委員長（幸前信雄） 皆さん、おはようございます。

御指名をいただきましたので、議会運営委員会の御報告を申し上げます。

6月10日、委員全員出席のもと、議会運営委員会を開催し、当局より提示されました議案第50号 平成28年度高浜市一般会計補正予算（第2回）の取り扱いについて検討いたしました結果、議案第50号につきましては、本日、上程、説明を受け、その後、総括質疑を行い、公共施設あり方検討特別委員会へ付託することに決定いたしました。

報告は以上であります。

〔議会運営委員長 幸前信雄 降壇〕

○議長（杉浦敏和） ただいま議会運営委員長の報告がありました。

お諮りいたします。

ただいま議会運営委員長より報告がありました議案第50号 平成28年度高浜市一般会計補正予算（第2回）を日程に追加したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦敏和） 御異議なしと認めます。よって、議案第50号 平成28年度高浜市一般会計補正予算（第2回）を日程に追加することに決定いたしました。

お諮りいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦敏和） 御異議なしと認めます。よって、本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定いたしました。

これより本日の日程に入ります。

なお、審議の途中において、執行部のグループリーダー等が席を移動することがありますので、

あらかじめ御了承をお願いいたします。

○議長（杉浦敏和） 日程第1 議案第50号 平成28年度高浜市一般会計補正予算（第2回）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（内田 徹） それでは、議案第50号 平成28年度高浜市一般会計補正予算（第2回）につきまして、御説明を申し上げます。

補正予算書の5ページをお願いいたします。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ6,787万1,000円を追加し、補正後の予算総額を144億8,984万9,000円といたすものでございます。

8ページの債務負担行為補正をお願いいたします。

高浜市商工会館建設費補助金は、期間を平成28年度から平成42年度まで、限度額を5,700万円とするもので、高浜小学校等整備事業は、期間を平成28年度から平成45年度までとし、限度額は52億500万円に金利変動、物価変動等による増減額並びに消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内とするものでございます。

補正予算書の18ページをお願いいたします。

歳入であります。17款1項1目基金繰入金は、今回の補正予算の調整財源として財政調整基金繰入金を増額いたすものであります。

歳出について申し上げます。

20ページをお願いいたします。

4款1項4目環境保全推進費では、高浜エコハウス事業において、高浜市商工会の移転に伴う改修工事費を計上いたしております。

7款1項2目商工業振興費では、経営近代化支援事業において、高浜市商工会のほか3団体に対する物件移転補償費を計上いたしております。

以上が、高浜市一般会計補正予算（第2回）の概要でございます。よろしく御願い申し上げます。

○議長（杉浦敏和） 日程第2 議案第43号から議案第48号までを会議規則第34条の規定により、一括議題とし、総括質疑を行います。

なお、質疑に当たりましては、第何号議案であるかをお示しいたきますようお願いいたします。

12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 44号をお願いします。

国民健康保険税条例の一部改正ですが、課税限度額が引き上げになるということで、基礎課税額が2万円引き上げ、52万円が54万円、それから後期高齢者支援金の課税額が17万円が19万円、2万円、両方で4万円の引き上げになるということですが、どれぐらいの影響があるのか、世帯数だとか世帯の影響額だとか、お示してください。

○議長（杉浦敏和） 市民窓口グループ。

○市民窓口G（三井まゆみ） 今回の改正に伴います影響ということでお答えさせていただきたいと思いますが、この改定に伴う国民健康保険税が決定されるのがこの8月の本算定時になりますので、影響する世帯数等を平成27年度の本算定時のデータのほうから推測させていただきたいと思います。

まず、影響する世帯のほうなんですけれども、今回、課税限度額の改正の影響を受ける世帯は対象世帯の5,363世帯中222世帯というふうに見込んでいます。また、この影響額については、758万円ほどと見込んでおりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（杉浦敏和） ほかに。

12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 222世帯の758万円ですか、影響があるということなんですけど、例えば4人家族で40歳代とか、子供さんがいてというような世帯の場合にどれぐらいになるのかというのが、もし出してあったらお示してください。

○議長（杉浦敏和） 市民窓口グループ。

○市民窓口G（三井まゆみ） こちらも平成27年度の本算定のデータの推測になりますので、一概に申し上げることはできませんけれども、今議員がおっしゃられましたとおりに、例えば40歳代の夫婦と子供2人の4人の場合で、世帯主のみに所得があって、また介護納付金課税分が夫婦2人、そしてまた固定資産税がないケースの場合ということで試算しますと、国民健康保険税の最高額となる課税限度額に達する所得金額は、医療分では改正前の所得699万円が33万円増加の732万円になります。また、後期高齢者支援分では706万円が100万円増加の806万円に引き上げるのではないかとこのように想定しています。

○議長（杉浦敏和） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） そうすると、実際、保険料そのものはどれぐらい上がっていくんでしょうか。

○議長（杉浦敏和） 市民窓口グループ。

○市民窓口G（三井まゆみ） 今回、影響を受ける世帯の平均としては、1世帯当たり3万4,000円ぐらいだというふうに見込んでいます。

○議長（杉浦敏和） よろしいですか。

○12番（内藤とし子） はい。わかりました。

○議長（杉浦敏和） ほかに。

ほかに質疑もないようですので、これをもって議案第43号から議案第48号までの質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第43号から議案第48号までについては、会議規則第36条第1項の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、各常任委員会に付託いたします。

○議長（杉浦敏和） 日程第3 議案第49号及び議案第50号を、会議規則第34条の規定により、一括議題とし、総括質疑を行います。

なお、質疑に当たりましては、第何号議案であるかとページ数及び款・項・目・節をお示しいただくようお願いいたします。

8番、幸前信雄議員。

○8番（幸前信雄） 議案第50号、補正予算書の20ページ、環境保全推進費のところ、4款1項4目、こちらで高浜市の商工会の移転改修工事費という形で、エコハウスに移転するような計画になっているんですけども、なぜ商工会がエコハウスに移転するようになったか、その経緯について、まず御説明いただきたいと思います。

○議長（杉浦敏和） 地域産業グループ。

○地域産業G（板倉宏幸） 昨年5月末に、商工会へ移転交渉を始めた際、商工会に将来移転する可能性があるよということをお伝えさせていただいております。その際、商工会からの移転先の要望としまして、移転先については市から提示していただきたいと。また、総代会など、商工会員の集会時に車を収容できる規模の駐車スペースの確保、また、商工会が開催している催し物を行うに足るスペースの確保、また、現在の商工会館に近い場所を希望などの候補地の提示を市よりしていただけないかとの希望がございました。

それらの希望を踏まえまして、候補として提示した施設は、中央公民館に隣接もしくは近接の施設として3つの公共施設、高浜エコハウス、女性文化センター、旧保健センター及び2つのテナントを提示しております。この3つの公共施設において、保健センターにつきましては、老朽化の補修及び将来的に継続した利用を行うに必要な改修費を試算しましたところ、約1億円ほどの改修費が必要であること、また、商工会においても耐用年数が残り少ない施設に対して市が改修することに対しては適切ではないのではないかとの見解もございまして、候補から外れました。女性文化センターにつきましては、商工会が必要とする面積を満たすことが難しいことが交渉の過程で判明し、候補から外れております。最終的に、高浜エコハウスであれば商工会の必要とする面積を確保することが可能であり、かつ、高浜エコハウスの機能を損なうことなく入ることができることとなったため、高浜エコハウスを最終候補として選考することとなりました。なお、2つのテナントにつきましては、三高駅前のラビデンス高浜N館の1階のテナント及びサンコー

ト三高のテナントでございましたが、駐車場が確保できないため、候補から外れております。

○議長（杉浦敏和） 8番、幸前信雄議員。

○8番（幸前信雄） 移転に至った経緯はわかりましたけれども、移転に対する改修工事費、こちらのほうをなぜ市のほうが負担しなければいけないか、その理由を教えてくださいたいと思います。

○議長（杉浦敏和） 地域産業グループ。

○地域産業G（板倉宏幸） 今回の高浜商工会の移転は、高浜市の土地を高浜市が使用するため、現在使用している商工会に高浜エコハウスに移転をしていただくものでございます。移転に対しての費用につきましては、用地対策連絡会、いわゆる収容等の損失補償の基準を制定している用地対策連絡会により決定された公共用地の取得に伴う損失補償基準、こちらの第32条におきまして、土地等の使用に係る土地に現に居住する者がある場合において、その者が仮住居を必要とするものと認めるときは仮住居を新たに確保し、かつ、使用するのに通常要する費用を補償するものとする記載されております。通常、仮住居等に要する費用は仮住居の建物の権利金とか一時相当金、また、家賃の相当額の合計と位置づけられておりますが、同基準の細則におきまして、当該地域において仮住居を借りることが著しく困難であると認められる場合においては既存の建物を改造し、仮住居の用に供する仮建物を新設する費用を補償することができるものとあります。

今回、商工会の移転につきましては、さきにも御説明させていただいたとおり、一定の面積を確保したほかの物件も提示しておりましたが、商工会の希望する物件として、また、市の希望する物件としても高浜エコハウスが一番希望に沿う物件であるとの結論に至ったため、損失補償基準の細則に照らし合わせ、高浜市が移転に必要とする改修費を負担することとなります。

○議長（杉浦敏和） 8番、幸前信雄議員。

○8番（幸前信雄） ありがとうございます。

では、改修の費用の内訳ということで、中身のところをちょっと教えてくださいたいんですけども。

○議長（杉浦敏和） 地域産業グループ。

○地域産業G（板倉宏幸） 今回行う改修は、高浜市商工会が事務所機能を高浜エコハウスで維持する上で必要最低限の工事としており、1階部分と3階部分の工事を予定しております。2階の貸し館部分におきましては、現在の利用者に影響を及ぼさないことを前提に考えた改修のため、改修は行いません。1階部分につきましては、学習ホールに商工会の事務所機能、分別学習エリアに相談室、会長室等を設置し、ストックヤード北側の倉庫部分を書庫として利用することを予定しております。3階部分につきましては、従業員の着替えができるスペースとして簡易な改修で更衣室として余剰エリアの活用を考えております。

○議長（杉浦敏和） 8番、幸前信雄議員。

○8番（幸前信雄） ありがとうございます。

分別の学習エリアに相談室を設置する必要性というのは、これはどういう理由であるのでしょうか。

○議長（杉浦敏和） 地域産業グループ。

○地域産業G（板倉宏幸） 現在、分別学習エリアとして利用されているスペースに商工会の相談室を設置する必要性につきましては、事務スペースの集約化を図ることで、エコハウスにとっても商工会にとっても効率的かつ有効的な施設利用を行うためでございます。

このエリアに相談室を設置することにより、2階の貸し館部分の商工会の常時利用というものはなくなります。そのため、施設利用者に大きな影響を及ぼさないこと、及び現在ごみ袋の年2回の配布のために集積所として利用しているストックヤードの運営にも影響を及ぼさずに施設運営を行うことができるため、分別学習エリアに商工会が必要とする相談室を設置することとなりました。なお、現在、分別学習エリアで実施されている粗大ごみの回収などの事務につきましては、ストックヤードの空きスペースを活用して継続する予定でございます。

○議長（杉浦敏和） 8番、幸前信雄議員。

○8番（幸前信雄） ありがとうございます。

では、現在、エコハウスを利用しているこの方たちへの影響というのはどのようにお考えでしょうか。

○議長（杉浦敏和） 地域産業グループ。

○地域産業G（板倉宏幸） 高浜エコハウスの利用者という定義で考えますと、2階の貸し館の利用者及び分別学習エリアの利用者、またストックヤードの利用者という区分になると考えられます。2階の貸し館及び分別学習エリアの利用者については、改修工事の時期には利用を制限させていただくこととなります。また、ストックヤードの利用については、改修作業は行いませんので、利用する上で大きな影響はないと思われませんが、分別学習エリアの作業内容によっては利用の制限が発生する可能性がございます。おおむねの改修工事終了予定の11月以降については、それぞれ影響なく御利用できることになると考えております。

1階の学習ホールにつきましては、今回の改修作業により商工会の事務所が入ることになりまして、従来どおりの利用はできなくなりますが、商工会がエコハウスに入ることにより、会員である市内の事業所の方々の出入りが多くなることから、市内事業者がかかわる事業系廃棄物のごみ減量化を市のほうの指針としても掲げることができるようになり、可能性としてさらなる環境行政の充実につながると考えております。

○議長（杉浦敏和） 8番、幸前信雄議員。

○8番（幸前信雄） ありがとうございます。

それでは、今回移転していただくんですけれども、新築する、まだ具体的ではないですけど

も、そういう予定もあるというふうに伺っているんですけども、そうした場合、今回の改修費が無駄になってしまう、そういうことはどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（杉浦敏和） 地域産業グループ。

○地域産業G（板倉宏幸） 商工会が高浜エコハウスに移転後に、別の場所に移転するか否かにつきましても、高浜市商工会の今後の検討により決定することとなります。今回、高浜エコハウスを移転先に決定した理由の一つとしましては、継続利用、また、移転などの両方の可能性を残した選択が挙げられます。高浜エコハウスに商工会が入居し続けるという選択も、当然ながら可能性としてはございます。その際には、建設改修費、移設改修費は有効に使われたということになりますし、市としてもこの決定をしていただくことを希望しております。

また、移転をすることに商工会のほうが決めたとしても、区切られた空間ならではの環境学習や施設としての貸し館、利用方法などはいろいろとございます。移転するしないにかかわらず、エリアの有効活用を含めて、市が改修することによって今後の活用に十分寄与するというふうを考えております。

○議長（杉浦敏和） 9番、杉浦辰夫議員。

○9番（杉浦辰夫） 議案第50号、主要新規事業の5ページですけれども、高浜市商工会等物件移転補償費についてお願いします。

商工会館の取り壊しに伴い、商工会館の移転補償費の課題が生じてきたと思われまます。どのような交渉を行ってきたのかを説明お願いいたします。

○議長（杉浦敏和） 地域産業グループ。

○地域産業G（板倉宏幸） 商工会館の取り壊しにつきましては、中央公民館の取り壊しに付随する市としての政策的な方針として商工会に提示し、御説明のほうをさせていただいております。中央公民館の取り壊しと一緒に商工会館を取り壊すことになる説明を商工会に行い、商工会としても市の方針に協力していただくという形で話が進んでおりました。市から、商工会に対して、補償費の考え方につきましては当初より提示させていただいており、商工会が貸し館事業で税務署に申告をしている法人税の減価償却の基礎としている資産台帳をもとに商工会館の残存価格を算出し、その額を補償させていただくと。よって、取り壊しによって滅失した資産の除却費相当の金額を補償することでプラスマイナスゼロになりますよという形で商工会には御説明させていただいております。

しかし、市が提示した物件を商工会が了承せず、例えば新たに別の場所に商工会館を建設することを選択した場合においては、再建築に必要な費用が必要となります。そのために、12月議会において高浜市商工会物件補償調査業務委託料296万円ほどでございますが、そちらを計上させていただき、1月より建物の調査及び同等の建物を建設する際に必要とされる費用を収用等で用いられる基準、中部地区用地対策連絡協議会の損失補償算定標準書をもとに調査いたしました。

その結果が3月上旬に出たため、当初から提示させていただいております資産台帳から導き出した残存価格の金額と、そちらの再建築に必要とされる金額の双方を提示させていただき、商工会に補償費を選択していただきました。

○議長（杉浦敏和） 9番、杉浦辰夫議員。

○9番（杉浦辰夫） はい、ありがとうございました。

再建築費用として、価格としては幾らだったのか、お願いいたします。

○議長（杉浦敏和） 地域産業グループ。

○地域産業G（板倉宏幸） 中部地区用地対策連絡協議会、いわゆる用対連といいますが、こちらの損失補償算定標準書に基づき、現地調査を経て算定した現在の商工会館と同等の建物を建築した場合に必要とされる費用としましては、消費税込みで1億111万6,356円となります。

○議長（杉浦敏和） 9番、杉浦辰夫議員。

○9番（杉浦辰夫） はい、ありがとうございました。

次に、今回の追加議案にある物件移転補償費のうち、商工会への補償は5,270万7,000円となっています。現地調査委託により算定された再建築に必要な費用が1億111万6,356円となったと今説明がありましたが、商工会への補償が5,270万7,000円となっていることから、資産台帳から算出した残存価格を商工会が選択したと思われれます。なぜ商工会は建物の残存価格の移転補償を選択したのか、また、金額確定に至った経緯、金額の根拠及び性質の説明をお願いいたします。

○議長（杉浦敏和） 地域産業グループ。

○地域産業G（板倉宏幸） 今回の商工会の補償費には、建物補償、いわゆる現商工会館の補助金の返還金、また、移転費用の合計となります。建物の補償につきまして御説明をさせていただきますと、用対連による調査により算定された再建築する上で必要な費用である1億111万6,356円と建物の残存価格として算定された4,382万5,957円を商工会に提示した際に、前者につきましては、市より条件をつけさせていただいています。商工会が将来商工会館を建設することを前提とさせていただくと。また、7年間のうちに建設を行わなかった場合は現商工会館の残存価格である4,382万5,957円を差し引いた額を市に返還していただきたいというような条件をつけさせていただいております。商工会としましては、その条件を勘案した上で、将来的に新商工会館を建設するかどうかにつきましては、十分な時間をとり、慎重に審議を重ねた上で決定をするものであるとの結論に至り、市の状況も鑑みた上で、建物の残存価格である4,382万5,957円を補償費として選択することとなりました。この建物の残存価格と現商工会館の建設時の国県補助金の返還額、その他移転雑費などの移転補償費の合計が商工会への移転補償費となります。

○議長（杉浦敏和） 9番、杉浦辰夫議員。

○9番（杉浦辰夫） はい、ありがとうございました。

補償費のうち、建物部分に係る補償額としてはどのように算定したのか、お願いいたします。

○議長（杉浦敏和） 地域産業グループ。

○地域産業G（板倉宏幸） 建物に係る補償費の算定につきましては、先ほども御説明させていただいたように、商工会が毎年行っている法人税の申告において減価償却費用の基礎として使用している資産台帳に記載されている資産を参考に算出し、対象となる資産は建物及び建物に付随する資産に限定しております。昭和55年10月に取得した建物のほか、平成5年から随時更新しているエアコンや換気扇、トイレの改修工事等の数量、取得年月、取得価格をもとに定額法により減価償却した残存価格を合計した税抜き4,057万9,590円に消費税8%を乗じた4,382万5,957円を建物に係る補償額といたしております。

○議長（杉浦敏和） ほかに。

13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） それでは、同じところで、商工会館の補助金返還補償の部分でお聞きしますけれども、先ほどの説明の中で、現在の商工会館の取り壊しに伴って、建設当時に国、県から受けた補助金の返還が必要となると。その返還金相当額も補償するとの説明がありましたけれども、この補助金返還に伴う部分に関しての説明をお願いしたいと思います。

○議長（杉浦敏和） 地域産業グループ。

○地域産業G（板倉宏幸） 現商工会館は、昭和55年度の小規模事業経営支援事業費指導施設等の建設費補助金により、国、県より2,000万円の補助を受け、市からも4,000万円の補助を受けております。旧商工会館の取り壊しを行う際には、愛知県への財産処分承認の申請を行い、愛知県経由で経済産業省の処分の承認を得る必要があります。処分の承認を得る上で、昭和55年に受けた補助金2,000万円の返還が生じ、返還額を算定しましたところ、754万7,234円となりました。

また、補助金の返還額につきましては、計算としましては補助金額を上限として、いわゆる譲渡額に補助率を乗じて得た額とすると、こちら平成16年6月10日付の大臣官房会計課が通知している補助事業等により取得した財産の処分等の取り扱いに規定がされております。この規定を準用しまして、今回商工会に補償する建物部分の額を基礎として返還額を計算してございます。商工会の財産台帳により、昭和55年10月に取得した建物の取得価格が、こちら1億402万7,417円となることから、そちらから残存価格を算定しましたところ、3,755万3,899円が補助金の対象となる建物にかかる残存価格となったことから、この残存価格に当時の補助対象経費に対しての国、県の補助金の支給額から補助率を出しまして、その残存価格に乗じた額を計算しましたところ754万7,234円となり、これを返還額といたしております。

○議長（杉浦敏和） 13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） 言葉で聞いてもほとんどわからんような話なんですけれども、実際返還額がしっかり合っているかどうかということが今回の補正予算なものですから、それは大事なことだと思うんですけれども、それ以前の部分として、取り壊しに伴う補助金返還というのは、市が

それをするという、負担をするというのは、その理由を教えてくださいと思いますけれども。

○議長（杉浦敏和） 地域産業グループ。

○地域産業G（板倉宏幸） 今回の商工会館の移転に伴い、商工会は損も得もしないということを前提に移転をしていただくことの合意を得ております。補助金返還は市の商工会館の取り壊しに伴い生じる費用となります。よって、移転により生じる費用として市が負担を行うこととなります。

○議長（杉浦敏和） 13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） 国、県のほうはわかりますけれども、それでは市から出しておった当時、補助金、この返還に対しての考え方はどうなるのでしょうか。

○議長（杉浦敏和） 地域産業グループ。

○地域産業G（板倉宏幸） 昭和55年度において、市から商工会へ4,000万円の補助金が支給されております。本来であれば国、県の補助金返還の金額算定と同手法を用い、市の補助金の返還も求めるところでございますが、今回の補助金返還の原因者は市でございます。そのため、国、県の補助金の返還と同様に、市の補助金返還に要する費用につきましても、これは市が負担することとなります。これは市の財政規模をいたずらに増大させるものとなるため、今回補助金の返還については求めないことといたしております。

○議長（杉浦敏和） 13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） はい、わかりました。一度、またこれ以外にも、きょうの補正の議案に関しては細かな数字というのが出てくると思うんですよね。そういった部分で、お示しができるものなんかはしっかり示していただかないと非常に難しいのかなという気がいたします。今言われたように補償の関係のことでございますけれども、こういう計算をしてこうですよということはわかりますが、それ自体が余りに何十何円までの話でされてもなかなか理解が難しいものですから、何と何をどう計算したらこうなりましたみたいなことがわかるようなスタイルで出していただくことが大事なのかなという気がいたします。

それから、もう一つ、商工会には3つの団体さんが、いわゆる店子として部屋を借りられておるんですけれども、その店子さんの移転補償までを行う必要があるのかということなんですけれども、そここのところの見解を教えてくださいなんですけれども。

○議長（杉浦敏和） 地域産業グループ。

○地域産業G（板倉宏幸） 一般的な道路使用などの移転交渉におきましても、賃貸集合住宅の入居者に対する移転補償は、いわゆる原因者である市が対応をいたしております。これは用地対策連絡協議会により決定された公共用地の取得に伴う損失補償基準に基づいた補償で、第34条におきまして、土地等の取得または土地等の使用に伴い、建物の全部または一部に現に賃借りをしている者がある場合において、賃借りを継続することは困難となると認められるときは、その者

が新たにその建物に照応する他の建物の全部または一部を賃借りするために通常要する費用を補償するものとする」と明確に記載されています。

今回の商工会館の移転につきましても、原因者は商工会ではなく高浜市であるため、賃貸入居団体への移転補償は高浜市が行う必要がございます。

○議長（杉浦敏和） 13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） はい。わかりました。それは通例だという理解でいいわけですね。

もう一つ、主要新規のところで見させていただくと、その店子さんへの移転補償費、3つの団体の中でいうと青年会議所さんが突出して高いというイメージがあるんですけども、これに対してはどのような理由に基づいておるのでしょうか。教えていただきたいと思います。

○議長（杉浦敏和） 地域産業グループ。

○地域産業G（板倉宏幸） 入居3団体の移転先の家賃補償、いわゆる借家人補償に大きな差がございます。借家人補償とは、移転先の家賃と現在の家賃との間に差がある場合、同等の部屋に対する高浜市内の平均的な標準的な家賃を上限として差額補償をするものとなります。高浜ライオンズクラブ及び愛知県コンクリート製品協同組合西三河支部につきましては、現家賃とほぼ同額の家賃となるため、借家人補償の額は少額もしくはなしになりますが、高浜青年会議所につきましては、市内あきテナントへの移転を考えており、その家賃が7万8,000円であることから、現家賃との差額4万5,600円を3年分、164万1,600円、こちらを補償するものでございます。

○議長（杉浦敏和） 13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） ありがとうございます。

今言われた部分は理解ができますけれども、市民の方から見た場合に、例えば家賃の差の相当額の3年分ということは、例えば家賃が15万円とか20万円のところが入った場合は、その差額の3年分という単純な話になりますよね。ですから、そういうことを考えると、これは市民目線で考えたときですよ、そのときに借家人補償の額が妥当なのかどうなのかという判断をどのようにされておるのかというところ、それからまた、例えば入って補償金だけもらっておいて、またどっかへ引っ越してみたいなことだって可能なわけですよ、その辺のところというのはどのようにお考えになっているのか、お聞かせいただきたいと思うんです。

○議長（杉浦敏和） 地域産業グループ。

○地域産業G（板倉宏幸） 借家人補償につきましては、現在、高浜青年会議所が入居しているものと、いわゆる面積も踏まえて同等の部屋を市内で借りた場合、標準的な家賃としてどれぐらいかかるのかというものを算定しております、その金額は7万8,625円というふうに算定されておまして、それを踏まえますと、今青年会議所が候補として挙げている物件につきましては、駐車場が10台ほどとめられる、また、夜遅くまで会議をする中で、実は近隣に民家がないような場所を、御近所の迷惑にならないような場所ということで近隣に民家がない、また、会合のため

に会議室を近くで借りる必要があると、そういうことで会合のための会議室を利用できるという条件を公表した上で、現在の物件を第一候補としているというふうに聞いております。

その条件を見ますと、標準家賃が7万8,625円というように設定されている中で7万8,000円の家賃というふうに出ておりますので、金額的には妥当なものであると考えております。しかし、この補償につきましては、移転先に3年以上継続して入居するということを青年会議所のほうにも重々確認はしておりまして、青年会議所の将来の活動も鑑みた上での移転というふうに青年会議所のほうも言うておりまして、いわゆるマネーメイキングのために移転を一時的にするとか、そういうような意味ではないということを聞いております。移転の物件の契約書等も入手して、一時的な移転でないことを確認した上で補償することを高浜青年会議所にも伝えてございます。

○議長（杉浦敏和） 13番、北川広人議員。

○13番（北川広人） 決してそのマネーメイキング云々という話ではないもんですから、これは青年会議所さんに対してそんな失礼なことを思っていることはないことをお伝えしておきますけれども、これはまだ3つの団体の店子さんたちと契約をしっかりと交わしたという形ではないんですか。ということは、今現行聞いておる中で、ここに移転した場合の補償金がこの金額だよ、これが上限であるというような考え方でいいんでしょうか。

○議長（杉浦敏和） 地域産業グループ。

○地域産業G（板倉宏幸） 今回、移転に伴う補償費の金額につきましても、今回6月の議会に提示させていただいて、市としても補償額を確定していきたいというような形で御説明を3団体にさせていただきまして、それを踏まえた上で移転先というものも各団体に決めていただいておりますので、この金額を上限というふうに考えていただければ結構だと思います。

○議長（杉浦敏和） ほかに。

14番、鈴木勝彦議員。

○14番（鈴木勝彦） それじゃお願いいたします。

私も、同じく補正、2回の高浜市商工会館の建設費補助金の中のなぜ移転補償の交渉で将来の商工会館の建設費補助の話がここで出てくるのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（杉浦敏和） 地域産業グループ。

○地域産業G（板倉宏幸） 用対連による調査の価格1億111万6,356円と、いわゆる建物の残存価格4,382万円ほど商工会に提示した際に、前者につきましては一定の条件をつけさせていただいたということを先ほど御説明させていただきました。商工会としましては、将来的に新商工会館を建設するかどうかというものは拙速に結論を出すものではなく、十分な議論の期間を持った上で慎重に審議を重ねた上で決定するものであるという結論に至り、建物の残存価格である補償費を選択することとなっています。ただ、新商工会館の建設準備委員会を例えば移設後に設置して検討することになった場合に、市からの必要な財政支援というものが得られるのかどうかとい

うことに若干の不安があるということで、用対連による調査結果である再建築価格と補償額の差額を将来商工会館を建設する際に高浜市から補助をしてもらえないかという申し出がございました。

それを踏まえ、将来、高浜市商工会が商工会館を建設することを決定した場合に限りという条件で、再建築価格である金額から残存価格である差額を差し引き、10万円を切り捨てた5,700万円を、補償ではなく補助をするというような形で商工会と協定を交わすことになりました。

○議長（杉浦敏和） 14番、鈴木勝彦議員。

○14番（鈴木勝彦） 当然、商工会が新たに建設するという場合は理解しましたけれども、もし建設しないという場合も考えられますが、なぜ債務負担行為を予算措置をとられたのか、お伺いしたいと思います。

○議長（杉浦敏和） 地域産業グループ。

○地域産業G（板倉宏幸） 商工会としましては、協定を取り交わすだけで構わないというようなことを実はおっしゃっていたんですけれども、いわゆる予算措置は必要ないというようなことはおっしゃっていただいていたんですけれども、こちらの市の財政基準に照らし合わせ、金額が明記された協定書を取り交わす際には新商工会館が建設されるということを決定される場合というような、いわゆる条件付きの不確定な要素を含む支出である場合であっても財政計画として債務負担行為として計上すべきであるという解釈のもと、条件付き債務負担行為として予算計上させていただきます。よろしくお願いいたします。

しかし、債務負担行為として予算計上する上で、いわゆる期限の設定というものが必要となります。その期限の1つの区切りとしまして、今回取り壊すこととなった現商工会館の耐用年数から経過年数を引いた残存耐用年数が14年となりますから、これを参考とさせて14年と期限を設定させていただきます。

○議長（杉浦敏和） 14番、鈴木勝彦議員。

○14番（鈴木勝彦） わかりました。じゃその14年を経過した後に建設を商工会が決定した場合はどうするのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（杉浦敏和） 地域産業グループ。

○地域産業G（板倉宏幸） 債務負担行為の期限を14年と定め、協定書においても14年後にはこの協定書の効力がなくなるというようなことを記載するんですけれども、14年を経過した後の補助につきましては、双方協議してこれを定めるといたしております。

また、商工会との協定におきましては、平成32年11月から42年10月の間を協定書の有効期間といたしております。エコハウスに移転した後に、商工会としては新商工会館の建設準備委員会を設立し、新商工会館の建設の可否を審議する予定でございます。審議後に建設することとなったとしても、設計や建設等の期間も含めると最短として4年間が必要になるのではないかと

ふうと考えており、その期間は移転はしないことを前提として、平成32年11月から42年10月までの期間設定をさせていただいております。

○議長（杉浦敏和） 14番、鈴木勝彦議員。

○14番（鈴木勝彦） その額は、商工会に支払うことが決定しているものなのか。また、先ほどからいろいろる説明をしていただいておりますけれども、補助額の根拠、考え方を教えていただければと思います。

○議長（杉浦敏和） 地域産業グループ。

○地域産業G（板倉宏幸） あくまで14年の検討期間内に新たに商工会館を建設することが決定された際の補助ということで条件を付しているため、14年たった際に建設することが決定されていない場合には、それが商工会の1つの回答であるというふうを考えまして、この協定に基づいた補助というものはされなくなります。

金額の根拠につきましては、現商工会館を建設する際に必要とされる費用として今回1億111万円ほどの金額が出ておりますので、それをもとに再建築費用を参考としながらも現商工会館の残存価格相当額を差し引いた額を補助すると。金額的に見ても、近隣市でございますと知立市等の商工会館は3億円ほどの商工会館の建設費がかかっています。半額ほどのものを例えばコンパクトに建てるとしても、前回の補償額とほぼ同等のパーセンテージの補助になるというふうを考えております。よって、建設することが決定された際には5,700万円を補助するものでございます。

○議長（杉浦敏和） 7番、柴田耕一議員。

○7番（柴田耕一） 同じく、議案第50号のエコハウス事業についてお聞きしたいと思いますけれども、学習ホール、要するにふれあいコーナーが商工会の事務所スペースに変わるということでもありますけれども、目的外使用との関係は大丈夫なのか、先ほどもお話にありました商工会の件、国への補助金の返還等の問題が話されましたけれども、そういったことがこのエコハウスにも、例えば目的外使用で出てこないのか、そこら辺のことをお聞きしたいところです。先ほどの説明の中で、環境学習は引き続き行われるということでもありますけれども、一応スペース的に狭くなりますので、そこら辺の影響がないのかお聞きしたいのと、それと商工会の移転に伴い、エコハウスの影響する事業等があるのか。それと、商工会がこのエコハウスに移転することによるメリット等は、あるならば、そういったことをお伺いしたいし、お示しをしていただきたいと思います。

○議長（杉浦敏和） 市民生活グループ。

○市民生活G（芝田啓二） 御質問の1点目、すみません、ここからは、エコハウスを所管します市民生活グループのほうで回答させていただきます。

まず1点目の学習ホールの使用に関して影響があるかというところでございますけれども、も

ともここは貸し館という形で利用しておらない部分に商工会の事務局に来ていただくということで、そういったところでは問題ないというふうに理解しております。

2点目の商工会の移転後の影響を受ける可能性がある事業というところでございますが、今のところ、商工会の移転に伴いまして、高浜エコハウスで実施しております幾つかの事業がございますけれども、特段の影響を受けるようなことはないと思っております。

質問の3点目でございますが、商工会のエコハウス移転に伴うメリットというところは、非常に大きなメリットがあるというふうに私ども考えております。市にとってのメリットにつきましては、これまで環境面で協力、連携が十分とは言えない状況でございました事業所、商店といった高浜市商工会の皆さんとの環境面での大変太いパイプができると考えております。今後、事業所、商工会さんなどと環境学習やごみ減量といった取り組みの強化が期待できることは、先ほど申しましたように非常に大きなメリットと捉えております。

また、これまでエコハウスの休館日でございました毎週月曜日と木曜日は、エコハウスは無人の状態であったんですけれども、商工会の方々が今後常駐していただきますとセキュリティーの面でも向上が期待がされるということで、これもまたメリットの一つと捉えております。加えて、これら商工会がエコハウスに移設するメリットをより高めるためにも、現在、施設管理を商工会の方々にお願ひできないか、調整をいたしております。

以上でございます。

○議長（杉浦敏和） 7番、柴田耕一議員。

○7番（柴田耕一） 今の答弁で、メリットを高めるために施設管理をお願ひできないかというような協議中というお話を聞きましたけれども、中央公民館が取り壊しをされるに伴いまして、会議室等が減ってくるという状況になっておりますけれども、先ほどの月曜日と木曜日、休館日であったということなんですけれども、そういったメリットを生かすならば、休館日もこういった上のホールであるとか、そういったことの貸し出しの予定はあるのか、それとも予定はないけれども今後とも要するに使えるような状況にしていくのか、そこら辺のことを一度お聞かせ願ひたいと思います。

○議長（杉浦敏和） 市民生活グループ。

○市民生活G（芝田啓二） 中央公民館の取り壊しに伴って会議室が減るところで、エコハウスのほうに商工会が来ていただける。先ほど言われた月曜日と木曜日は、現在休館でございます。今のところ、月曜日と木曜日は商工会さんの活用、利用が見込まれることがありますので、ここにつきましては、商工会さんの運営状況を確認しながら休館日を変更するというのを今後検討していきたいなと思っております。まさに中央公民館の会議室がこれでなくなって、エコハウスの会議室が使えるようになれば、これはあり方計画にあります事業の統廃合、施設の有効利用にもつながってくるものでございますので、大変ありがたい御意見、質問だと捉えさせていただ

きます。ありがとうございます。

○議長（杉浦敏和） ほかに。

8番、幸前信雄議員。

○8番（幸前信雄） 議案第50号の補正予算書22ページ、高浜小学校等の整備事業計画のところで、債務負担行為で52億500万円という形で金額が出てきているんですけども、この内訳について教えていただきたいんですけども。

○議長（杉浦敏和） 行政グループ。

○行政G（山本時雄） ただいまの債務負担行為につきましては、今後、事業者を募集するに当たってですが、予定価格につながる内容となります。今回、事業者募集の入札に当たって、性能発注ということを考えてございます。そうした中で、民間の事業者さんのノウハウ、そういったものを遺憾なく発揮していただいてこの提案を応募していただくという形になります。ただいま申しあげましたように、そうしたことから、個々の内訳を申しあげさせていただきますと、今回この事業では設計、建設、維持管理といった業務までを行っていただくんですけども、そういったものを個々に申しあげていくと、当然事業者側にとってはある程度類推できる形になってまいります。そうなりますと民間の事業者さんの自由な発想というか、いろんな創意工夫といったところが生かせないということもございますので、今御質問のありました積算の内訳等といったものにつきましては、お答えはしかねるということをお理解いただきたいというふうに思います。

○議長（杉浦敏和） 8番、幸前信雄議員。

○8番（幸前信雄） わかりました。高浜市にとって、これから事業を進めていくに当たって公開することが不利益になるということで今回公表いただけないということで理解させていただきましたのでよろしく申し上げます。

○議長（杉浦敏和） 1番、杉浦康憲議員。

○1番（杉浦康憲） 同じく議案第50号ですが、先ほど言われたように金額のほう等が確定してきましたが、この高浜小学校等整備事業計画というのは今回の公共施設の複合化というものの最初のモデルケースになるものだと考えております。その予算となる複合化ですが、複合化するに当たっての基本理念のようなものがあれば教えてください。

○議長（杉浦敏和） 行政グループ。

○行政G（山本時雄） 平成23年12月の高浜市の教育基本構想では、学校をまちづくりの拠点として環境創造の基地である、拠点である必要があるとしてございまして、こうした考え方を前提としつつ、本事業につきましては、複合化による効果を最大限引き出すため、基本理念のほうを掲げさせていただいております。主な点を少し申しあげさせていただきますが、1点目といたしまして、学校に機能を複合化することにより、小学校区が1つのコミュニティーの単位となり、

地域活動やまちづくりの拠点となることを目指すというものでございます。

2点目といたしまして、災害時における高浜小学校及び港小学校区を想定いたしました避難所機能の確保ということで、小学校の体育館、また、サブアリーナを災害発生時に一定期間滞在可能な避難所機能の確保を目指すというものでございます。

そのほか、単一目的の学校から多様な利活用が可能な学校施設へと転換することで多様な活動を生み出す場となることや、市民に開放できる利用スペースを確保することで高齢者、親世代、子供が集える交流の拠点となるということを目指してございます。

また、平成26年度に高浜小学校のPTAの方、また、複合化の検討対象施設の利用者団体等の方々とワークショップを開催いたしました。このワークショップで出されました意見につきましては、子供に関する機能を集約、サブアリーナを併設したスポーツ機能の複合化、介護予防としての機能の複合化を図るとした御意見を頂戴しているところでございます。

○議長（杉浦敏和） 1番、杉浦康憲議員。

○1番（杉浦康憲） はい。ありがとうございます。

基本理念等はそういったことだということはわかりましたが、複合化した場合のメリットというものがあれば教えてください。

○議長（杉浦敏和） 行政グループ。

○行政G（山本時雄） 個々の施設を建てかえることに比べまして、複合化によります総量圧縮を図ることでインシャルコストを抑えるということが出来ます。また、個々の施設で用意しておりました維持管理費は、複合化によりまして一括して維持管理のほうを行いますので、個々の施設ごとに要する市側の人件費のほうも削減できるということが見込まれます。削減額につきましては、先ほど申し上げましたように具体的に数値指標は申し上げることはできませんけれども、それ相応の維持管理費の削減は見込めるのではないかというふうには考えてございます。

また、体育センターも今サブアリーナとして考えてございますけれども、こちらのほうは耐震化が必要な建物ということで、現在の施設を耐震化することは非現実的であるということから、こうした体育センターのほか、耐震化が必要な建物も含めておりまして、耐震性に問題のある施設の対策も図られ、安全性が確保されるといったようなメリットを考えてございます。

○議長（杉浦敏和） 1番、杉浦康憲議員。

○1番（杉浦康憲） はい。ありがとうございます。

高浜市の今後の予算等を考えていくとそういった圧縮というものが必要不可欠だということはおわかりですが、複合化するに当たって、なくなる施設等がありますが、そういったところで今現在利用している方や、団体さんがいると思います。そういった方々の説明や対応みたいなものはどう考えているのでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（杉浦敏和） 行政グループ。

○行政G（山本時雄） 今後、個々の施設の利用者の方々に対しましては、所管する関係グループのほうで対応のほうをしていただくというふうには考えてございます。

○議長（杉浦敏和） 1番、杉浦康憲議員。

○1番（杉浦康憲） 高小の整備計画の中で、児童センターも複合されるというふうにはずっと聞いていますが、この児童センターが複合化されるということのメリットについて、教えていただきたいと思います。

○議長（杉浦敏和） こども育成グループ。

○こども育成G（都築真哉） 御質問の児童センターの複合化についてでございますが、現在、高小学区のお子さんたちは児童センターが中央児童センターを主に利用されておると思います。その中で、児童クラブも中央児童クラブを実施しておりますので、高浜小学校から児童クラブを利用されるお子さん方は、稗田町まで歩いて今児童クラブを利用しているということになっております。このお子さん方が、この高小の複合化で敷地内に児童センター、児童クラブが設置されることによって移動距離が少なく、放課後の居場所は確保されるということが一番大きなメリットと考えております。

○議長（杉浦敏和） 1番、杉浦康憲議員。

○1番（杉浦康憲） はい。最後なんです、高浜小学校等の整備事業において、いろいろな市民の方々からの意見があったと思います。そういったことが、どうこの計画において反映されているのか、あれば教えていただければと思います。

○議長（杉浦敏和） 行政グループ。

○行政G（山本時雄） これまでに、この複合化につきましては、もともと公共施設のあり方の説明は平成26年度にも市民説明会のほう開催させていただいております。また、この平成27年度、昨年度におきましては、各論に入りますが、高浜小学校の関係のほうの御説明のほうもさせていただいたところでございます。そうした中で、先ほども少し申し上げましたけれども、関係団体、PTAの方、教職員の先生方、また、複合化対象施設の方々を交えたワークショップのほうも開催させていただく中で、こうした市のほうの取り組みを進めております公共施設の複合化に関して御理解をお願いをいたすとともに、今後の新たなまちづくりに向けてのまた今後いろんな打ち合わせ、調整等を進めていきたいなというふうには考えてございます。

○議長（杉浦敏和） 質疑の途中ですが、暫時休憩いたします。再開は11時15分。

午前11時6分休憩

午前11時15分再開

○議長（杉浦敏和） 休憩前に引き続き総括質疑を行います。

2番、神谷利盛議員。

○2番（神谷利盛） では、質問させていただきます。

議案第50号、一般会計補正予算（第2回）の分についてです。引き続き、債務負担行為の補正について3点ほど伺いたいと思います。

1点目ですけれども、今回、高浜小学校整備事業をPFI事業として行うということですが、学校の整備をPFI事業として行っている事例は何例ぐらいあるのでしょうか。把握されているんだしたら、まずそこから教えてください。

○議長（杉浦敏和） 行政グループ。

○行政G（山本時雄） 少しデータは古くなりますけれども、平成21年4月1日時点になります。これは文部科学省のほうが公立学校の施設整備におけますPFI事業実施状況調査といったものを実施してございます。こちらの結果を見させていただきますと、全国で346の小・中学校の整備におきましてPFI事業で行われておるといような内容でございました。うち、342校が今回の高浜小学校の整備事業と同じBTO方式により実施されているというところでございます。

○議長（杉浦敏和） 2番、神谷利盛議員。

○2番（神谷利盛） 2点目の質問になりますけれども、現在建設している市役所本庁舎整備事業において、民間事業者が経営破綻した場合はどうなるんですかということが不安視されています。PFI事業の失敗事例として、どのようなものがあり、また、高浜小学校等整備事業との類似性があるのかどうか、御説明いただきたいと思います。

○議長（杉浦敏和） 行政グループ。

○行政G（山本時雄） まず、全国のPFI事業の失敗事例というところでございますけれども、こちらにつきましては、こちらで把握しているところでは収益や利用者の見込みによって大きく左右されます医療施設やスポーツ施設、観光施設などにおいて代表企業の破綻事例といったものは承知してございます。こうした事例を見ますと、いずれも事業運営も含んだ事業方式を取り入れたというものでございまして、その事業の計画性に問題があったのではないかというふうに捉えてございます。

今回の高浜小学校等の整備事業につきましては、建物の建設及び施設設備の維持管理を対象としてございまして、ただいま申し上げました失敗事例と類似した収益や利用者の見込みと違って左右される事例ではないということから、異なるものと考えてございます。

○議長（杉浦敏和） 2番、神谷利盛議員。

○2番（神谷利盛） 最後の質問になりますが、それでも、もしも万一、民間事業者が破綻した場合に、こういったこと、何かバックアップ的な機能というのはどのように考えているのか、もしあれば教えてください。

○議長（杉浦敏和） 行政グループ。

○行政G（山本時雄） PFI事業では、設計、建設、維持管理等の事業者が構成企業や協力企

業として出資する特別目的会社というものを設立されます。この特別目的会社は、これらの企業に業務を委託し、直接業務を担うことがないため、特別目的会社が破綻するということは考えられません。特別目的会社から業務を委託された構成企業や協力企業などが経営難に陥った場合のバックアップ体制といたしましては、その企業をほかの適切な企業に変更するといったことも考えてございます。

○議長（杉浦敏和） 3番、柳沢英希議員。

○3番（柳沢英希） すみません、私も一緒でございますけれども、債務負担行為の補正について伺いたいですけれども、高浜小学校等整備事業でPFI事業を行うことのメリットとデメリットのほうをちょっと教えていただければと思います。

○議長（杉浦敏和） 行政グループ。

○行政G（山本時雄） まず初めに、メリットというところでお答えさせていただきます。

PFI事業は、国が法制化した公共事業の手法の一つでございます。長期契約ができることが特色の一つでもございます。設計、建設、維持管理といった業務を一括で発注いたしまして、各業務を事業者が一貫して実施することにより、事業者独自の創意工夫やアイデア、ノウハウ、技術力及び資金調達力などが最大に発揮される仕組みでございます。

あわせて、本事業は既存校舎での事業を継続することを前提にしておりますので、設計及び建設を事業者が一貫して行うことにより、学習環境への影響を最大限少なくした最適な施工計画や施設計画等といったものが可能となるということを期待してございます。また、PFI事業では市の財政負担額の平準化が図られるということから、本市が抱えております公共施設の老朽化に係る課題を解決する1つの有力な手法であると捉えてございます。

では、もう一方のデメリットはどうかというところでございます。

現在、このPFI事業でデメリットとして考えられますのは、事業開始までの準備に要する作業量やコストが官民ともにふえるということになりますが、これにつきましては、PFI導入の判断のよりどころとなるVFMは募集に係るアドバイザー業務やSPCの施設運営経費等を含めたコストの比較を行って判断をしてございます。

また、事業期間が長期にわたるということから、物価や金利の増減などのような社会的要因の変化といったものが生じますが、将来生じるリスクを明確にいたしまして、官民が適切に役割分担をすることで長期的な社会要因の変化に柔軟に対応していきたいということを考えてございます。

もう一つ、事業者の経営破綻ということにつきましては、先ほど御答弁させていただきましたけれども、本事業ではそうしたリスクは少ないと考えてございますけれども、万が一に備えまして、融資いたします金融機関や市においてSPCが破綻しないよう監視し、破綻した場合でも最後まで事業が遂行されるよう協議のほうを進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（杉浦敏和） 3番、柳沢英希議員。

○3番（柳沢英希） はい。ありがとうございます。

6月1日に公表されました高浜小学校等整備事業、特定事業の選定についての総合評価を見ますと、各業務の一括発注による公共部門の間接的コストを勘案しますと、さらなるバリューフォーマネーが見込まれるというふうにありますけれども、これどのような趣旨ですか。

○議長（杉浦敏和） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 一例を申し上げますと、翼小学校の整備の際には、聞くところでは専任として2人体制で、また、技術系の課長が兼務をしたということで2.5人体制ぐらいでなかったかなというふうに考えられます。今回は小学校の整備に加えまして施設の複合化ということになりますので、規模はさらに大きくなります。

そうした中で、PFIと市が直接実施する場合を比較した財政負担額については、市が実施する場合のほうには直営ということで市の職員の人件費は実は含めて試算はしておりませんでした。一方、PFIで実施する場合は市の職員の量的質的補完、人数が足りない分とかそのノウハウを補う部分、そういった部分のアドバイザー費用を加えておりましたので、そういうことを勘案してもPFIのほうがバリューフォーマネーが見込まれるという趣旨でございます。この場合、何人分の人件費を市の財政負担に加えたらいいかということとは定かではありませんでしたので加えてはおりませんでしたけれども、これから財政がより厳しくなっております。いかにマンパワーを必要な事業に振り向けていくかということが重要になってまいります。現場では、今回維持管理もこの中に含めておまして、現場での業務を委託することによりまして、例えば学校の先生でありますとか、教育委員会の職員でありますとか、そういった部門の業務が軽減されます。行政は、これからみずから担う必要性の高い分野へ選択的に人材を集中することができるのではないかと考えております。

○議長（杉浦敏和） 3番、柳沢英希議員。

○3番（柳沢英希） はい、ありがとうございます。

また、同資料のほうで、2.1%の定量的効果があるというふうな形ですけれども、今お話をちょっと伺っておりまして、もうちょっと定性的評価の部分を詳しく教えていただければ。

○議長（杉浦敏和） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 最も大きいのが基金残高の確保ということになります。今定例会補正後の基金残高は財政調整基金が14億円、公共施設等整備基金が10億8,000万円、合わせまして25億円弱となる見込みでございます。そうした中で、この事業を市が直接担う従来方式で実施した場合には、補助金や起債が充てられない一般財源分の持ち出しとして多額の基金の取り崩しが必要になってまいります。平成31年度から平成40年度までは高取小学校、吉浜小学校、高浜中学校、港小学校、南中学校の大規模改修が予定され、いわゆる大規模改修の第一波が到来いたします。

P F I 事業が一般財源である市の持ち出し分を事業期間に応じて平準化して民間事業者が支払うというものでありますので、現状の基金残高を一定程度確保できるということで第一波への対応、その他、災害、社会経済情勢、急激な変化への対応余力を残しておくということが可能となりますので、そういったことから定性的評価に位置づけているものでございます。

○議長（杉浦敏和） 3番、柳沢英希議員。

○3番（柳沢英希） はい。ありがとうございました。

先ほど、従来の形でやっていった場合、多額の基金の取り崩しが必要というふうな話だったんですけども、現在25億円弱という中で、幾らぐらいと試算されたのか、教えていただければ。

○議長（杉浦敏和） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 本議会で債務負担行為を御可決いただきましたら、その後、平成29年3月に事業契約を締結いたします。その後、設計業務に入るわけですが、それに基づくこととなりますので、具体的な財源内訳はまだ固まっておりませんので、現時点で、あくまでも試算という範囲でしか申し上げられませんが、消費税を別にして18億円程度の持ち出しが必要になるのではないかと見込んでおります。

○議長（杉浦敏和） 3番、柳沢英希議員。

○3番（柳沢英希） すみません、ありがとうございます。

平準化ということで、ずっと私たちも説明を聞いてきております。今後の契約してからという部分で、バリュフォーマナーというのも2.1%ということでもありますけれども、もともと長期財政計画を含む上に当たりまして、しっかりと将来見据えて継続できるようにということですので、もう少し全面的に財政支出の平準化をしていくことの大切さというのもしっかりとちょっとお伝えいただければと思います。

債務負担行為のところなんですけれども、今回この限度額というのを、契約金額とは違うとは思いますが、どういうふうにその先変わってくるのかという部分、ちょっと聞かせていただければと思います。

○議長（杉浦敏和） 行政グループ。

○行政G（山本時雄） 債務負担行為につきましては、長期にわたり事業継続が想定されるものについて、期間を定めた上で、後年度の各年度において予算計上を認めるため、あらかじめ予算の枠として限度額を定めておくというものでございます。債務負担行為を設定させていただきますと、その限度額の範囲内で具体的な支出の必要が出た時点で予算に計上されることとなりますので、事業期間中に支払う総額の限度額をお示ししたものでございまして、契約金額ではございません。今後、入札公告をさせていただき、事業者からの提案を受け、最終的に決定された段階で改めて初めてそこで契約金額といったものが決められてまいりと思います。P F I 事業の一つの目的には、安価でより質の高いサービスを提供するということに1つ大きな目的もございま

すので、私どもとしては、今回債務負担行為の限度額を設定させていただく中で事業者さんのほうからより安価な提案、またより質の高い公共サービスが提供されるようなものを求めていきたいなというふうには思っております。

○議長（杉浦敏和） 3番、柳沢英希議員。

○3番（柳沢英希） はい。ありがとうございます。

ちょっとお伺いしたいのが、前も社協さんが今の地域共生型の福祉施設をつくるときにも入札不調とかもありましたけれども、今回の52億500万円というのは妥当であるという判断でよろしいですか。

○議長（杉浦敏和） 行政グループ。

○行政G（山本時雄） はい。そのように思っただけだと思います。

○議長（杉浦敏和） 3番、柳沢英希議員。

○3番（柳沢英希） はい。ありがとうございます。

先ほどの答弁で、安くて質のよいサービスの提供が期待できるというふうにお答えをいただきましたけれども、それを具体化するための考えというのはお持ちでしょうか。

○議長（杉浦敏和） 行政グループ。

○行政G（山本時雄） 本事業を実施していただきます事業者には、施設を整備し、その後の維持管理を通じて効率的かつ効果的に、あわせて安定的かつ継続的なサービスを求めるというものでございます。それには、事業者の幅広い能力及び経営ノウハウ等を総合的に評価して選定することも必要でございます。

こうしたことから、事業者の選定に当たりましては、安かろう、悪かろうとならないように、入札価格に加えまして、本市の要求するサービス水準との適合性並びに維持管理業務におけます遂行能力や事業計画の妥当性、さらに資金調達計画の確実性やリスク負担能力等を総合的に評価いたしまして落札者を決定するいわゆる総合評価一般競争入札により行う予定でございます。評価の基準につきましては、今現在検討しているのですけれども、セキュリティ計画や複合化に係ります施設配置計画のほか、地元経済への貢献度といった視点も取り入れてまいりたいというふうには考えてございます。

○議長（杉浦敏和） 3番、柳沢英希議員。

○3番（柳沢英希） はい。ありがとうございます。

多分ちょっとこれ聞くと、一昨日の内藤とし子議員の一般質問でもちょっと出てきた部分も触れてくるのかなと思うんですけれども、この事業は46年まで長い契約ということですのでけれども、そのサービスの質を担保していくための仕組みというのはどのように考えているのでしょうか。

○議長（杉浦敏和） 行政グループ。

○行政G主幹（杉浦嘉彦） P F I 事業の目的は、官民の適切な役割分担に基づく官民パートナ

ーシップにより公共施設等の整備及び当該施設を利用する公共サービスの提供を民間事業者に委ね、低廉かつ良質なサービスを提供することにあります。このため、御質問のように質を担保していく必要があります。その仕組みとして、モニタリングがあります。モニタリングは、公共サービスの履行に関し、約定に従い、適正かつ確実なサービスの提供の確保がなされているかどうかを確認する重要な手段であり、提供される公共サービスの水準を監視するものです。本事業につきましても、このモニタリングを実施して、提供されるサービスの質を担保してまいります。

○議長（杉浦敏和） 3番、柳沢英希議員。

○3番（柳沢英希） はい。では、モニタリングのお話が今ありましたけれども、仕組みとしてはどのようにやっていかれるのかを教えてくださいと思います。

○議長（杉浦敏和） 行政グループ。

○行政G主幹（杉浦嘉彦） P F I 事業による長期契約のメリットは長期間の安定した事業推進が図られることですので、そのためには市がしっかりとした監視業務、モニタリングを行うことが必要になります。要求水準書では、例えば維持管理業務については、事業者は維持管理業務の開始に先立ち、市と協議の上、業務範囲、実施方法及び市の履行確認手続を明記した維持管理業務仕様書を作成し、詳細な内容及び実施頻度等は本市が承諾するとし、市は当該仕様書に適合しているかを確認するためにモニタリングを実施することとしております。具体的なモニタリングの実施は所管グループが行いますが、市側のノウハウの蓄積に係る当初の段階ではコンサルタントによる市側の業務支援を予定しているところでございます。

○議長（杉浦敏和） 3番、柳沢英希議員。

○3番（柳沢英希） はい。ありがとうございます。

ちょっと、いまいち、まだ不安として残っている部分をちょっと聞きたいんですけども、長期財政計画とかも、その都度それぞれ毎年見直していく部分とかが出てくるんですけども、これも長期の期間というのがあるんですけども、モニタリングの部分、当初3年の予定でまずやりますよということだったんですけども、その後もモニタリングしていく中で、毎年いろいろと変わってくるのか、ほかにモニタリングのやり方とかというの、ちょっと内容というか、そこら辺がどう変わってくるのか、教えてくださいと思います。

○議長（杉浦敏和） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） モニタリングにつきましては、契約期間中、継続的に行ってまいります。先ほど、当初コンサルタントの業務支援を受けるということでありましたが、これは当初だけ、市がノウハウを吸収する一定期間ということで、当初のみコンサルを予定しておりますけれども、その後は施設の所管グループがそれぞれ行っていくということになります。

長期財政計画との関連でありますけれども、この債務負担行為の内容について、具体的に落札者が決定されて契約金額が決まれば、そういった部分についても長期財政計画には新しい数字で

反映をさせていただきたいと思っております。

○議長（杉浦敏和） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） それでは、1点お願いいたします。

今の高浜小学校のところで、債務負担のところで債務負担の期間が18年ということで平成28年から45年となっておりますけれども、なぜこの期間に決められたか。先ほど、15年間の契約だったという話はほかで聞いたことがあるんですけども、なぜこの18年にしたか、その理由についてお聞かせください。

○議長（杉浦敏和） 行政グループ。

○行政G（山本時雄） 事業期間が長ければ毎年の割賦払いが支出は少なくなると。一方、金利分の支出もふえるということもございまして、総事業費はふえるという関係にございます。さらに金利は期間が短ければ固定といったこともできますけれども、期間が長いと固定することは困難となり、金利の見直しの必要性が生じてまいるということもございます。こうした先ほどもありましたように金利等の変動といったものも加味いたします。

また、今PFI事業で実施している事例というか、そういった事業期間を見させていただきますと、15年から20年という期間が設定されているのが多いというところもございます。今回、高浜小学校の整備事業につきましては、主に設計建設業務が中心となりまして、残りあと維持管理部分という形になりますので、おおむね15年が事業者側にとっても参入する1つの目安という形では事業期間としては15年が妥当ではないかということで、先ほど17～8年というお話をおっしゃいましたが、債務負担行為といたしましては、当初の整備期間がございまして、それを含めてでございますので、維持管理期間としては15年というふうに御理解をいただければと思います。

○議長（杉浦敏和） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） 言われることはわかります。この庁舎の賃貸借期間は20年間です。その辺のところの関係はどうお考えでしょうか。

○議長（杉浦敏和） 行政グループ。

○行政G主幹（杉浦嘉彦） 庁舎の20年につきましては、建物の寿命を60年としますと40年ぐらいが現庁舎経過しておりますので、その20年について、当然耐震改修が必要な建物でありますので、その設備改修と耐震改修を合わせて算出した費用と、それから今回、今現在建設中であります庁舎につきましては20年分の期間と、それから耐震改修と設備費用に基づいて算出して提案していただいたものでございます。

○議長（杉浦敏和） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） ちょっと仮定の話になってしまって申しわけないんですけども、15年と、例えば20年として計算した場合、先ほど利息の分だとか何だかんだありましたけれども、その辺のところは積算しておみえになるわけでしょうか。

○議長（杉浦敏和） 行政グループ。

○行政G（山本時雄） 当然そうしたところのシミュレーションといったものはこちらのほうでは行ってございます。

○議長（杉浦敏和） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） シミュレーションするというとどのぐらいの差が出るわけでしょうか。

○議長（杉浦敏和） 行政グループ。

○行政G（山本時雄） 今手元に資料がございませんので申しわけありません。

○議長（杉浦敏和） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 15年と20年のシミュレーションということでございます。今回この事業をPFI事業として行っていくときに、比較をしたときに15年で借り入れるということを前提に金利というものは試算いたしておりますので、15年と20年という具体的な比較は行ってはおりません。6月1日に実施、選定事業の選定の資料を公共施設あり方検討特別委員会、御提出させていただきますけれども、資金調達に関する前提として、償還期間を15年、元利均等償還払いということの前提に立っての費用比較をいたしております。

○議長（杉浦敏和） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） よく理解できませんで申しわけないですけれども、実際にこの庁舎を当然20年で賃借契約は済んでいるわけです。そのときの利率と今回市のほうがこの高浜小学校整備事業で計算している利息、その違いというのはあるのでしょうか。

○議長（杉浦敏和） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 利率につきましては、高浜小学校PFIの事業は、これは今から事業者がいかん資金調達力を発揮して、いかに安い金利で借り入れてもらうかということが、これが1つの前提になります。したがって、その利率がどうかということは事業者の提案によりますので、これも先ほど積算内訳ではありませんけれども、そういった数字になりますので、具体的な数字は控えさせていただきたいと思っております。市庁舎の場合は、借り入れではなくて内部資金を用いるということでありましたので、そこの違いがございまして。

○議長（杉浦敏和） 6番、黒川美克議員。

○6番（黒川美克） よく理解できませんけれども、実際にその辺のところをきちっとメリットが出るようなそういう形にさせていただきたいと思っておりますので、これで債務負担組めばこの数字が上限として今から動いていくわけですので、その辺のところは十分チェックをしていただいて、後々支障のないように考えていただきたいと思いますのでお願いいたします。

○議長（杉浦敏和） 15番、小嶋克文議員。

○15番（小嶋克文） 議案第49号、ページ数は21ページであります。主要新規のナンバー2ですけれども、防災活動事業で防災専門員賃金等ですけれども、今回、退官自衛官が採用されて今勤

務されていると思いますけれども、こういった退官された自衛官が勤務されているまたは採用した事例というのは他市ではあるのかどうか。また、あればどういった市があるのか。それは今回どのような経緯で採用されたのか。それからもう1点が、来年度以降もこういった引き続き勤務を求めていくのか、まずその3点お願いします。

○議長（杉浦敏和） 都市防災グループ。

○都市防災G（神谷義直） 最初の御質問の県内の自衛官さんの採用状況でございます。

防衛省、自衛隊のホームページのほうに退職自衛官の愛知県内の地方自治体防災関係部局在職状況という表が載っております。こちらからとったものになりますが、昨年12月31日現在では、愛知県下54自治体のうちの22の自治体で退官自衛官さんを採用しております。また、愛知県のほうにおきましても採用しております。近隣市では西尾市ですとか東浦町、こちらのほうで採用しておる状況でございます。

また、2点目の経緯の部分でございます。実は、私ども高浜市といたしましては、数年前より知識ですとか現場経験が豊富な退官自衛官の採用に向けて動いておったんですが、なかなか応募者がいなかったという状況でございました。こういったところ、本年3月になりましたらぜひ働きたいという形で応募がありました。そういったところを踏まえまして、今年4月25日から採用という形に至っております。

あと最後、継続の部分でございます。臨時職員という扱いになりますので、契約更新は半年おきということになりますが、私どもといたしましては、できる限り継続して採用していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（杉浦敏和） 15番、小嶋克文議員。

○15番（小嶋克文） 事業費の積算内容で、賃金の欄で、28年7月1日から当然来年の3月31日、9カ月間で459万円ということで、この根拠ですか、賃金の設定の根拠をすみません。

○議長（杉浦敏和） 都市防災グループ。

○都市防災G（神谷義直） まず、今回補正予算に上げさせてもらっている賃金の関係でございますが、私ども都市防災グループのほうで予算計上をお願いする部分は7月1日から来年3月31日までということになっておりまして、採用が行われました4月25日から6月30日分につきましては、人事グループのほうが持っております臨時職員の予算を使いまして支払いを行っているという状況でございます。

また、時間単価につきましては、時給2,800円ということをお願いをしておりますが、これは近隣市の状況におきましても同一の料金ということで、そういった形で設定しておりますのでよろしく願いいたします。

○議長（杉浦敏和） ほかに。

12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 議案第50号をお願いします。

債務負担行為ですが、1月14日にあり方検討説明会でしたか、あったときには37億円でやるというお話だったと思うんですが、3月になって53億という数字が出てきました。そういう情報がこころろ変わってきているわけですが、先日、話の中では面積が大きくなったという話もありましたが、そういう話が市民にきちんと伝わっていないもんですから、そういう面では市民説明会をやられる必要があると思うんですが、その点ではどう考えてみえるのか、お願いします。

○議長（杉浦敏和） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 高浜小学校のPFI事業は今からこれで提案を求めてまいります。要求水準書という仕様はございますけれども、それ以上のものは現時点ございません。そうした中で、市民の皆さんに具体的な内容をお示しすることは時期的に少し早いのかなど。業者が決まりまして、設計に入りますと、そこでその学校であるとか利用者さんであるとか団体さんであるとか、そういった方々の御意見をいただきながら設計に反映できるところは契約金額の範囲内で反映をしていくということは必要であると考えております。

そういったことで、ある程度のことが見えてきましたら、こういったことになりますよということでの市民の皆さんへの御説明は必要であると考えております。

○議長（杉浦敏和） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） そうしますと、そういう数字にしろ、細かいいろんな部分がはっきりしてきたら市民説明会も考えるというお話なんですけど、ではこの主要新規事業のナンバー4、ここに総合計画区分というところに基本目標として、「みんなで考え みんなで汗かき みんなのまちを創ろう」となっていますが、全然みんなで考え、みんなで汗かきにはなっていないんですが、その点ではどのように考えてみえるんでしょうか。

○議長（杉浦敏和） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） まず最初に、契約締結後であれば市民説明会を開催するというところで今お話はございましたけれども、ある程度のことがわからなければお示しができない。例えば、お示しをする方法といたしましては、市のホームページでありますとか、市の広報でありますとか、そういった媒体を通じてということで、必ずしも市民説明会を行うという趣旨で申し上げたものではございません。

次に、総合計画の中の基本目標Iに、これは属しているということで、基本目標が全部で4つあったと思いますけれども、そのいずれかにこの事業は位置づける必要があるということで、その基本目標の中の1つということで御理解いただければと思います。

○議長（杉浦敏和） 副市長。

○副市長（神谷坂敏） そのような御質問は、市民説明会のところでも私もお聞きいたしました。

ただ、4万6,000余の市民全体のお声を聞いて直接民主主義でやるには限界がございます。だから、間接民主主義、議会制民主主義をひいております。ということは、議員皆さんが市民の代表なんですよ。内藤議員もその代表でおみえになっているので、その考え方でお願いをしたいというふうに思います。

○議長（杉浦敏和） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 私個人的には、説明していますけれども、「みんなで考え みんなで汗かき みんなのまちを創ろう」となっています。52億円、53億円とも54億円ともかかるような費用を使ってPFI事業を行うという、こんな大きな仕事をしようというときに、また当初、去年11月には体育館を含めてもっと少なかったわけですから、費用も、それが53億円に膨れ上がった。3月の時点でも、市民の皆さんには膨れ上がったことも知らない方も見えるわけで、そういうのをきちんとこういう手法でやりたいということを皆さんに知らせないで、議会だけというわけではありませんけれども、議会に説明してよしということはいかがなもんかと思うんです。前回、パブリックコメントをやったときにも、大半反対の意見も出ていました。そういうことを考えると、非常に市民説明会を行う必要があるということを考えています。この18年間の債務負担行為ですが、建物そのものはずっと使うわけですから、その後の運営だとか維持管理だとかは、どのようになっていくんでしょうか。

○議長（杉浦敏和） 行政グループ。

○行政G（山本時雄） 当然、事業期間満了後は、市のほうは直接維持管理等々を行ってまいります。ですから、そのノウハウを習得する事業期間になろうかというふうに思っております。

○議長（杉浦敏和） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） その18年間に、ノウハウが全部どんどん新しいといえますか、維持管理に関することでも新しい問題が、建物が古くなっていくわけですから予測していなかったようなことも出てくると思うんです。そういう点ではどうなのか。また、平準化といっていますが、平準化でもいろいろあると思うんです。本当にその年数でばっさり割ってしまうのと、最初の10年間は金額を高くするとか、そういういろいろあると思うんですが、そういう点ではどうなのか、お示してください。

○議長（杉浦敏和） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） まず、1点目の維持管理期間中の予測できない状況ということで……

○12番（内藤とし子） 維持管理後です。

○総務部長（内田 徹） 失礼いたしました。維持管理後でございますけれども、今回は15年といますのは1つ、事業として成り立つかどうか、参入が見込めるかどうかということで15年といたしております。その後、15年後につきましては、それは市のほうが直接維持管理を行うことになります。維持管理を行うに当たっては、提案事業者は、市のほうにきっちり引き継ぎをした

上で市のほうに引き継ぐということになりますので、そのときにきっちり引き継いでもらうということで、その市が引き継いだ後の困難性というかトラブルというものはない前提で考えております。

あと、平準化ということでありまして、全部の期間を平準化させるということもあるんですけども、例えば市の今回この事業の中で起債を借りるとしますと、一旦借りた起債というのは、借りた時点で一時期に事業者のほうに支払いますので、その全体を平準化させるということは制度上難しいというふうに考えております。

○議長（杉浦敏和） 12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 要するに、平準化とって、例えば20年だとすると、わかりやすくいうと50億円を20年で大体きちっと割ってしまってその金額を払っていくのか、それとも当初はちょっと高い金額を払って、後半安くするとか、そういう点では平準化でもいろいろあると思うんで、その点ではどういうふうに考えてみえるのか、お聞きいたします。

○議長（杉浦敏和） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 平準化の中身によっては、これは年度によって変わります。変わりますけれども、これも提案が出てきてどういった内容になるのか、そういったところで決まってくることで、現時点で具体的な金額は申し上げられませんことを御理解いただきたいと思っております。

○議長（杉浦敏和） ほかに。

5番、長谷川広昌議員。

○5番（長谷川広昌） それでは、議案第49号の補正予算書20ページについてお伺いします。

2款1項3目、事業3の地域内分権推進事業でございますが、まちづくり協議会に印刷機を購入するということですが、これはまちづくり協議会さんのほうからぜひ印刷機が欲しいという要望があって購入するのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（杉浦敏和） 総合政策グループ。

○総合政策G（野口恒夫） 印刷機の購入に当たりますと、各町内会長さんの意向も聞きながら、既に翼・吉浜まち協に関しましては既に印刷機があるため、特に希望は聞いておりませんが、その他のところに関しましては、今回印刷機を、特に町内会の印刷機のほうが、中央公民館でこれまで印刷しておりましたが、昨年1月にちょっと故障しまして、その故障後は市役所であるとか地元の印刷業者のほうに発注をかけていたということではございます。まち協以外にもこういった町内会からの声を聞きまして、今回購入のほうをさせていただいております。

○議長（杉浦敏和） 5番、長谷川広昌議員。

○5番（長谷川広昌） はい。わかりました。ありがとうございます。

全てのまちづくり協議会さんが望まれて購入されているのであればよいと思います。しっかり

と利用の基準を定めて、設置したことの周知や市民の皆さんが使い勝手のよい運営をよろしくお願いたします。

次に、議案第50号の8ページの第2表債務負担行為補正の高浜小学校等整備事業でございますが、限度額52億500万円に全ての費用が含まれているとの理解でよろしいのか、このほかにも当該事業に係る費用があれば教えてください。

○議長（杉浦敏和） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 設計、建設、維持管理、こういった建設事業と、あと維持管理まで含めた、こういったものについては含まれております。ただ、この事業が長期間にわたる事業でありますので、1つ、事業期間中の民間事業者の借り入れ利率が、例えば15年にわたる固定というのはなかなか借り入れにくいと。例えば10年後に見直しますというような変動金利を用いる場合です。これは市の起債においても同じことです。そうしたときに、市の起債であれば10年後に利率の見直しがあればそれは支払い額が変わってきますので、その補正であたり上げさせていただいておりますけれども、同じようにそういった金利変動があればそれは市がやっても出ることですので、民間においてもその差というのは増減はさせるということですので、そういった部分については、数字ではあわせませんので、数字であわせないものについては、債務負担を決めるときは言葉であらわしていいですよというふうになっておりますので、言葉で表記をさせていただいております。

○議長（杉浦敏和） 5番、長谷川広昌議員。

○5番（長谷川広昌） わかりました。要するに、この金額の中には地方債の金利とかモニタリング費用、こういったのは入っていないという理解でいいのか。

○議長（杉浦敏和） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） この金額は、今回事業者に対して設計から建設から維持管理まで事業者がやったものを市がサービスとして購入するという仕組みになりますので、この52億500万円は市が事業者に対して支払う限度額です。市が借りた起債の利息というのは事業者に支払うものではありませんので、それはこの中には含まれておりません。あと、モニタリングということですのでけれども、基本的にはモニタリングは市のほうで所管グループが行ってまいります。先ほど、市側の業務支援のためにアドバイザー費用がありますということを申し上げましたけれども、それも事業者とは別のところに支払う金額ですので、52億500万円には含まれておりません。

○議長（杉浦敏和） 5番、長谷川広昌議員。

○5番（長谷川広昌） はい。ありがとうございます。

なので、その全体費用、そこを教えてください。

○議長（杉浦敏和） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） これは6月1日の公共施設のあり方検討特別委員会のときにも申し上

げましたけれども、このPFI事業を選定するときは、見込まれる事業費を現在価値化して、これを公表するというごさいます。国のガイドラインにおきましても、現在価値化した後の金額について比較をすると、そういった内容になっておりますので、その部分でしか申し上げられませんことを御理解いただければと思います。

○議長（杉浦敏和） 5番、長谷川広昌議員。

○5番（長谷川広昌） すみません、現在価値の値段が出ていて、その前の前提となる割り戻す前の額が出ていないというのは、それを示せないというのは少しおかしいなと感じるんですが、その全体のもととなった額というのは教えていただいてもよいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（杉浦敏和） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） それ以外の分というのは、これは今後ですけれども、個別の単年度予算で御議決をいただきながら決めていくものでございまして、その債務負担行為とは別のものになりますので、今回その部分についてはお答えは差し控えさせていただきたいと思ひます。

○議長（杉浦敏和） 5番、長谷川広昌議員。

○5番（長谷川広昌） 債務負担の額はわかりました。それ以外にも、この高浜小学校等整備事業にかかる経費があると。そこを含めて幾らあるのかというのを示してもらいたいんですけども、それがわからないと、庁舎の場合のときは全てを示していただいたと、もうそれ以外にお金はかからない、補正予算もないという、そういった答弁を以前していただいたと思うんですけども、そういった形で、やっぱり全体の事業費が見えないと、議会としてもちょっと審議するのが難くなるのではないかという、そういう観点で全体の額を教えていただけたらなと思ひております。

○議長（杉浦敏和） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） その他の額ということですが、これはあくまでも今後発生してくる、例えばアドバイザー費用でありますとか市の市債の利息というものでありますけれども、これは具体的に設計とか決まって、具体的な内容が固まってこないとお示しは現時点ではできません。ただ、契約が済んで、そういった段階であれば、どうだったのか、お示しをさせていただきますと思ひます。

○議長（杉浦敏和） 5番、長谷川広昌議員。

○5番（長谷川広昌） そういうことで、今の段階ではそういうふうを受けておきますが、そうすると全ての経費に消費税の8%を足したとしたら今の52億500万円掛ける1.08で約56億プラスその他の費用が高浜小学校等整備事業の金額になるということですのでよろしいでしょうか。

○議長（杉浦敏和） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 消費税別ということですので、議員おっしゃられたようにこの金額に

1.08を掛けていただいたというものが消費税込みの額になります。ただ、先ほどの御質問の中でも私申し上げましたけれども、市が直接行っても、今、市が直接行ったら市の職員が複数人この業務にかかわるんだけれども、この複数人にかかわる人件費を入れてなくて比較をしても、現在価値化するとPFI事業のほうが安価であるということでもありますので、そのほかに発生する費用はございますけれども、PFIのほうが結果的に安価だということ御理解いただければと思います。

○議長（杉浦敏和） 5番、長谷川広昌議員。

○5番（長谷川広昌） 高浜小学校等整備事業が総額で56億円プラスアルファの費用ということで理解しておきます。

今総務部長、費用費用ということでおっしゃいましたけれども、そうすると平成27年11月に開催した市民説明会での説明では、高浜小学校区の複合化による財政効果として、この資料がございましてけれども、12億円複合化のメリットがあると、こういう説明を市民の方々にしていってらっしゃったんですけれども、そうすると、今御答弁にあった56億円プラスアルファということでは、かえって単独で建設するより複合化の建設のほうが金額が多くなっております。その辺、どのように考えているのでしょうか。

また、受けとり方によっては、うその説明をされたと感じる市民の方もみえるのではないのでしょうか。その辺、明確な説明をお願いいたします。

○議長（杉浦敏和） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） まず、52億500万円の中には、市民説明会で御説明したときの維持管理費用というものがまず含まれておりません。15年間。あと、この業務の中には備品購入費というものも含まれております。これらを含めて、まず52億500万円だということです。昨年11月の市民説明会のときに、高小の複合化事業が37億円だと。その内容については、過日の一般質問で、12番議員の御質問のときにお答えをさせていただいております。どれぐらいの削減効果が出るかというのは、今からこれで発注して契約した段階で金額というものがわかってきます。建設費ですよね。昨年11月に御説明した当時の費用と、これを比べる場合には、同じ単価で比較しないと比較になりません。当時は簡便な推計を行うために総務省単価で用いてこれぐらいだと。そうであるならば、今回この複合化事業して、例えばある程度の面積が出ますと当時の面積掛ける総務省単価、今回出てきた面積掛ける総務省単価、例えば単価を同じにして比較をするとか、今回の事業で提案された単価を昨年11月の説明会のときに単価で基準を同じにして、その上でどれぐらいの財政効果があったのかということはお示しできるんだと思います。

○議長（杉浦敏和） 5番、長谷川広昌議員。

○5番（長谷川広昌） はい。わかりました。今そういった比較ができるということですので、それを広報等で早目に示していただけるということでもいいのか、それが時期がいつになるのか、

お示してください。

○議長（杉浦敏和） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 現段階では、契約自体が済んでおりませんので、広報でお示しすることは難しいと思います。ただ、削減効果が、先ほどどうそをついたのではないかというような御質問がございましたけれども、そうならないように御説明はさせていただきたいと思っております。

○議長（杉浦敏和） 5番、長谷川広昌議員。

○5番（長谷川広昌） ぜひそのように市民の方々にはもう説明をしてほしいんですけれども、その説明をじゃいつするのか、教えてください。

○議長（杉浦敏和） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 説明の時期につきましては、今後検討してまいりたいと思っております。

○議長（杉浦敏和） 5番、長谷川広昌議員。

○5番（長谷川広昌） はい。ありがとうございます。

財政効果を市民の方々にうたっておきながら、こういった事態になっているので、本当にそのような行政の進め方、説明責任のあり方でよいのでしょうか。市民不在の行政と言われても仕方ないと思います。変更理由や説明をいつ広報等に示すのか、具体的にやっぱりお示ししていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（杉浦敏和） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 繰り返しになりますけれども、こういった時期についても、いつがふさわしいのか、今後検討する中、検討してまいりたいと思っております。

○議長（杉浦敏和） 副市長。

○副市長（神谷坂敏） 私も実は議決機関である議会に対してこのPFIの関係、一度債務負担の総額だけはお示しできる、いやそれ以外にもお示しをしないと議決たる事項になるのかどうかといったところを一度検討しております。私どもでは、専門家ではありませんので、やはり専門家の御意見も聞いた。それいろいろお聞きすると、市側の利息でどれぐらい予定をしておるか、それとかアドバイザーの部分、そういうものから建設費用が類推される可能性は専門家が見るとありますよということなんです、現段階は。私どもとしては、仮契約の後には内訳としてはこういうふうだということで、その時点ではお示しをできますので、今現時点につきましては、今まで答弁したところが限界であるということで御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（杉浦敏和） 5番、長谷川広昌議員。

○5番（長谷川広昌） わかりました。ありがとうございます。議会に対して誠実な対応をよろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、もう1点お伺ひしたいんですけれども、副市長のほうもしっかり議会のほうに示して

いきたいということであって、前質問させていただきましたが、この平成28年3月15日号の広報の中で、高浜小学校等整備事業基本計画の概要ということで、すごくわかりやすく示してあるものがございます。ここで出ている数字というのは、面積が出ているんですけども、先ほど御答弁にあった防災等の観点からも、この校舎とメインアリーナ、サブアリーナの面積を、もし変更されているのであれば変更前、変更後ということで教えていただけますでしょうか。

○議長（杉浦敏和） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 3月15日号の広報は、これはあくまでもその時点の流動的な数字であるということを過日の一般質問で申し上げております。この面積がどう変わるのかということでございますけれども、この面積につきましても、積算内訳と同じ内容になってまいりますので、現時点でお示しすることはできません。事業契約が終わりまして、ある程度設計が固まってきたら、新しい高浜小学校の校舎やアリーナがどれぐらいの面積になったのかをお示しさせていただきますと思います。

○議長（杉浦敏和） 5番、長谷川広昌議員。

○5番（長谷川広昌） すみません、3月15日号の広報に数字は載せられたということで、今の時点でなぜ教えていただけないのかがすごく疑問なんですけれども、広報でも一度載せてあって、何かの前提が変わって載せられないならわかるんですけども、なぜ載せられないかという説明が、本当にわかりづらくて、しっかり教えてもらいたいんですけども。

○議長（杉浦敏和） 行政グループ。

○行政G（山本時雄） 3月15日号の広報に載りましたのは、高浜小学校の整備の基本計画、この基本計画のそもそも目的というのは、本事業におけます施設整備のあり方や事業の進め方についてその骨格を示すという内容で載せさせていただいたものでございます。その時点で想定できるようなものを、こういったような考え方がありますというようなことでお示しをさせていただいたんですが、先ほど今なぜ言えないかというところは、こうした面積のほうも要求水準等々ではある程度面積、これだけの面積をお願いしたいというような要求は、今、市のほうからもしてございます。そうした中で、今後そこから先というのは、いわゆる事業者さん側のほうで事業者さん側のノウハウ、技術力、そういったものを加味する中で御提案をされてまいります、そこで、例えば今回このぐらいの面積を考えていますよというようなお話をさせていただきますと、事業者さん側は、じゃその面積でそのまま出せばいいんだなというふうな、裏を返すととらえられてしまうということもございます。そうしたようなこともございまして、先ほどから申し上げてもございますように、内訳のほうは現時点では申し上げられないということで御理解のほうはお願いしたいと思います。

○議長（杉浦敏和） 質疑の途中ですけれども、お諮りいたします。

正午を過ぎておりますが、このまま質疑を続けさせていただくことで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦敏和） それでは、このまま引き続き会議を行います。

5番、長谷川広昌議員。

○5番（長谷川広昌） はい。ありがとうございます。

総括質疑なので、このぐらいにしておきたいですけれども、副市長のほうもしっかりと考えてくれるということなので、委員会時のときまでにもう一度考えていただいて、面積等は示していただきたいと思います。

以上です。

○議長（杉浦敏和） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 面積につきましては、ただいまリーダーが申しあげましたこの面積がどれぐらいで、この面積がどれぐらいだということを申しあげますと、それがいわゆる標準回答例といいますか、そこに提案が寄ってきてしまう。今回は性能発注ですので、最低基準の面積はお示しします。例えば、アリーナであればアリーナ部分の面積は、それは最低限どれぐらい設けてくださいと。ただ、そこに付属する共用部分というのは、それは事業者の提案によっていかに効率的な施設をつくるか、そこが今回の入札の方式ですので、最低基準の面積についてはお示しはできますけれども、全体的な個別の面積についてはお示しは公正公平な入札に支障がございますので、お示しはできませんので御理解をいただきたいと思います。

○議長（杉浦敏和） 5番、長谷川広昌議員。

○5番（長谷川広昌） はい。ありがとうございます。

最低基準の面積をそれぞれ委員会のときで示していただきたいと思います。

以上です。

○議長（杉浦敏和） ほかに。

12番、内藤とし子議員。

○12番（内藤とし子） 同じ関係ですが、先ほどお話の中で、先の説明会では15年間の維持管理費は入っていないというお話がありましたが、そういうことをちゃんと説明会の中で言われたんでしょうか。

○議長（杉浦敏和） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 高浜小学校複合化による財政効果という資料を当時お示しさせていただいたと思います。その中には、単独の建設費と書いてあって、複合化施設の建設費と書いてありますので、建設費をこういった公共施設の問題に取り組んでいく上でどれぐらいの金額というものが発生するのか、大まかな目安としてお示しさせていただいておりますので、維持管理費のことについては御説明はしていないと考えております。

○議長（杉浦敏和） ほかに。

11番、神谷直子議員。

○11番（神谷直子） はい。ありがとうございます。

今さらですけれども、高浜エコハウス事業の議案第50号のエコハウス事業の改修工事のとき、当局の方が、学習ホールなので、貸し館じゃないから問題はないという御発言がありましたが、多分この学習ホール、お子さんたちが放課後の居場所ですとか、夏休み中の居場所として利用されていることが多いと思います。私の子供も小さいときはここで環境問題のクイズに取り組んだりとか、楽しく遊ばせていただきました。ここに商工会が入ることによって子供の居場所が1つ削られるということを十分理解いただきまして、御配慮をさせていただいているかどうかを確認させていただきたいと思います。

○議長（杉浦敏和） 市民総合窓口センター長。

○市民総合窓口センター長（大岡英城） もちろんこの部分で子供たちがいるとは承知しております。ただ、このエリアというのは、本来議員が言われたように子供環境学習、そういったものを中心にやるんだと。ただ現在、今学習のためにここが遊びから環境の知識を得るんだという子供たちで使うのは非常に減っております、どちらかという漫画を読んでとか居場所という形になっているのは事実だと思うんです。ただ、子供の居場所という形で考えたときに、地域の今児童センターがあります。児童センターの中でその居場所というのは十分いろんな事業もやっております。この環境というのを考えたときに、子供が遊びながら環境のことを身につけていただく、私ども今回ここにあるパソコンですとか、そういったもの児童センターのほうに移設しようというふうに思っております。また、児童センターの事業があります。その中で環境を含めた行事をいろいろ私どものほうからも提案しながら児童センターともジョイントしながら進めていきたいというふうに考えておりますので、あくまでもここは居場所というのは本来地区地区にある児童センター、そういったところでこのエコハウスの目的である子供たちの環境学習、そういったものを地区の居場所に広げることのほうがこのエコハウスの利用目的ということは達成できるのではないかという形で、今後の事業展開の中に組み入れていきたいと思っておりますので御理解をお願いいたします。

○議長（杉浦敏和） 11番、神谷直子議員。

○11番（神谷直子） はい。ありがとうございます。

大人の事情で子供たちが悲しい思いをしないような御配慮をさせていただけるということでしたので安心いたしました。ありがとうございました。

○議長（杉浦敏和） ほかに。

総務部長。

○総務部長（内田 徹） 先ほど、5番議員から資料要求がございました。議会基本条例を私、確認いたしましたところ、議会は議案審議に当たり、市長その他の執行機関に対して資料の提出

を求めることができるという条例の規定がございますので、議長から市長宛てに資料要求をいただければと思います。

○議長（杉浦敏和） 5番、長谷川広昌議員。

○5番（長谷川広昌） 資料要求をしたという覚えはないですけれども、委員会のときにその最低基準の数字を示していただきたいと、答弁していただきたいということです。

○議長（杉浦敏和） 総務部長。

○総務部長（内田 徹） 私の理解というか、解釈が不十分で申しわけございませんでした。数字としてお示しをさせていただければと思います。

○議長（杉浦敏和） ほかに。

ほかに質疑もないようですので、これをもって議案第49号及び議案第50号の質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第49号及び議案第50号については、会議規則第36条第1項の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、各常任委員会及び公共施設あり方検討特別委員会に付託いたします。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

常任委員会及び公共施設あり方検討特別委員会の開催により、6月18日から28日までを休会としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦敏和） 御異議なしと認めます。よって、6月18日から28日までを休会とすることに決定いたしました。

再開は、6月29日午前10時であります。

本日は、これをもって散会といたします。長時間、御協力ありがとうございました。

午後0時26分散会
